

連続講座のアンケートより

高知県教組 書記長
畑山 和則

1回目・2回目のアンケートで、いくつかのご質問やら要望などをいただいていますので、十分なお答えにはならないかも知れませんが、お答えしておきます。

1. 支援員をやっている場合、年休が足りなくなって欠勤扱いになってしまう。(採用審査受審のため) 【小・女性】

臨時教員には、職務義務免除(職免)というものがあり、年休などの「休み」ではなく採用審査を受審することが出来ます。期限付きなのか支援員(県費、市町村費などいろいろですが)なのかは本人の選択ではない面があるので、さっそく、県教委(小中学校課・永野課長)に確認しました。「職免はないが、そうしたことは校長判断で裁量的に配慮が出来る。そのような配慮をすることを校長会にも話しておく」とのことでした。ご安心下さい。(もし何かあれば、県教組にご連絡下さい。)

なお、期限付きの場合、「任用月数×1.6」で端数は切り上げの日数の年休が付与されます。時間講師や支援員も当然、その勤務の態様によってちがいはありますが、年休は必ず付与されます。自分の年休が何日なのか、確認しておくとも良いかもね。(もっとも着任した最初の時に、勤務条件の明示がされるのが原則ですから、本来はすでに説明を受けていなければならないのですが・・・。)

2. 採用審査において、一次審査・二次審査において通過するボーダーラインのようなものはないということを知りました。では、どのような観点で採用・不採用を判断するのですか？

「ない」というのを誰からどのようにお聞きになったのか分からないので、ちょっと正確な答えにならないかも知れませんが・・・。

過去の県教委との折衝・交渉では、最初から何点未満は不合格とするというようなものはないということでした。その年その年の受審者の集団が違いますし、受審者が何人なのかも分からないので、試験をしてみてその得点によって一次合格者を相対評価で決め、採用予定人数によって最終合格者を決めるということでした。だから、(合格者の最低ラインとすれば)ボーダーラインは毎年変動しているというように聞いています。したがって、前年度一次合格者は免除せよという要求を出し続けてきましたが、昨年度実現するまでの回答は「受審者が違うので出来ない」でした。

一次合格者の人数は、小中学校の場合は採用予定者の2～3倍程度、高校の場合には教科によってはもう少し高い率が目安のようです。かつては、可能な限り多くの人が二次審査が受審出来るよう一次合格者を増やせと要望もしたのですが、結果的にはその目安程度

の割合で一次審査を合格させてきたようです。

二次審査の合格は、一次合格者の中からの相対評価。必要な人数を考えて採用しているのだと思われます。

ただ、この何年か、採用予定で募集したにもかかわらず、高校の一部教科で最終合格者がいないという教科がありました。やはり、最終的にはこれくらいの点は取って欲しいというボーダーラインはあるのではないかと思います。

3. 教職教養、専門教養、面接はどれくらいの比率でとっていたら良いのか。だいたい150問中どれくらいか教えていただきたい。

公開されている資料（県教委の採用審査説明会など）では、一次審査の場合、

教職教養 150点満点

専門教養 150点満点

面接官3人 一人100点 計300点 合計600点

となっています。だから、「どれくらいの比率で」というご疑問になるのではないかと思います。「合計600点」で面接官一人が100点と聞くと、単純に面接重視でがんばればと思う人もいるでしょう。昨年度から始まった加点制度（複数免許所有で10点等）も最大が30点ですから、600点に対してはそれほど大きいものとは思えないので、苦勞してやるよりは・・・という気になるのかも知れません。

こうした点も、今年4月に、すでに問い合わせしていました。

どのようにしているのか詳しい点は答えてくれませんでした。単純に「合計600点」というような計算をしているのではないということは認めました。「加点も大きいので」とも言っていましたので、5点・10点の加点で結果が左右される程度の採点方法をとっているものと思われます。

だから、お問い合わせの「どれくらいの比率で」ということですが、折衝した感触から言えば、どれを重視するというのではなく、それぞれをがんばるしかないと思います。

加えて言えば、筆記審査は（2の質問ではないですが）一定の得点を残しておくことは必要だと思います。教職教養で言えば、昨年度の場合、受審者1061名で平均点が76.5点。約半分の得点。一次審査合格者が388名ですから、得点分布図的に考えれば、半分では合格しないけど、2/3程度取れば一次審査は合格出来るのではないかと思います。1/3は間違えてもいいんだと思いつつ受審すると、気楽に受けることが出来るのかな？ 50問で考えれば、32～3問ぐらいいは正解しようというのが目標かな。もちろん、満点を取るに越したことはないのは当然ですが・・・。

4. 模擬授業や指導案作成について対策をして欲しいです。困っています。

昨年も、一次審査終了後8月中旬に二次試験対策用の講座を行いました。HPや一次審査の会場でお配りしたビラなどでお知らせしました。今年も計画しようと思っています。具体的なことが決まれば、お知らせしますので、もう少しお待ち下さい。

5. 臨時教員の選任方法を知りたいです。志願書にはアピール欄はありません。では、どういった所を見て決定しているのか、知りたいです。

外部的に客観的な基準が公開されていないので、不透明な印象をお持ちの方もおられると思います。私たちが、交渉や折衝の中で聞いている範囲では、免許の種類や種別・教科、居住、指導可能な部活動、経験などいろいろなもので「適材適所」に判断しているということです。臨時教員に登録している人は志願書を持って行った時などに志願理由などを聞かれたりしてその担当者と話をした事がある人も多いと思いますが、それを面接として一つの資料にもしているようです。以前の着任校での実績なども含めて、そうした資料を集めて、判断しているようです。

もう30年近く前の自分の経験ですが、一週間に1回は志願書を持って行った教育事務所を訪ねていました。「まだ着任はありませんか」と聞きに行っていました。結局、当時は自宅待機の臨教がたくさんいたこともあって、一年間自宅待機のままでした。でも、アピールはできたと思っています。

なお、着任の連絡について、(産育休など計画的にわかっている例であっても)かなり直前にならないと具体的な学校名や着任日を教えてもらえないという問題があります。

(「来月から」というような連絡はあっても、そのときには具体的な情報は教えてくれないという現実があります。)以前にこの点を県教委に質問した時には、「それ以前に、病休など急な事例で着任をお願いすることもあるかもしれないからだ」というような説明を受けたことがあります。個人的には、その時はその事情を説明して、急ぐ方に着任をお願いすれば良いのではと思いましたが……。逆に「急に入った方よりも、すでに言われている学校が良い」と断られたりすると「先生のいない教室」を生みかねないので、県教委の主張も一定理由があることかなと思ったりもしています。でも、計画的なアルバイトもできずに自宅待機を余儀なくさせられる現実から考えれば、やはり具体的なことを早めに教えてもらう方が良いのではないかと思います。

最近、4月冒頭からの着任は、3月中に具体的な学校を教えてくれることが多くなったようです。企画委員会や組織職員会に間に合うように現場にも知らせているようです。これらも、現場からの要求や私たちの要望で改善されてきたと考えています。

6. 結婚していたら地区を考慮していただけるのでしょうか。また、採用に不利にならないでしょうか。

(結果から見れば)夫婦別居などを招かないように、一定の配慮はしていると思われます。

ただ、「結婚予定」という場合、式や新居も決まっていれば具体的である場合は可能だと思います。しかし、「来年には**さんと結婚する予定」という形では、配慮しようがない場合もあります。正教員の異動の場合でも、結婚を理由に転勤を希望する場合にはそうした具体的な事実が求められることがあります。

採用に不利になるかどうかですが、既婚の人や妊娠中の人を受審し合格した例もかなりありますので、不利とはいえないと思います。結婚を理由に不合格にしたら、それこそ大

問題です。

ただ、面接の中で、「県内どこへでも着任できますか」とか聞かれる場合もあり、受審者からは「不利では」という感想が寄せられることがあります。毎年、受審者からのこうした感想を県教委に伝えて、質問内容の改善を求めています。

**7. 二次審査で、実技試験（ピアノ、体育実技等）の練習の場の提供などはありますか？
道具などが必要なので、家では練習できないので困ります。**

県教委に確認しました。

ピアノとかは、やはり台数などの関係があり、練習時間を取ることは出来ないそうです。琴に関しては、調律などの必要もあるので、若干の音出しは可能だそうです。体育実技の方は、準備体操などが出来るとのことでした。

「会場の問題はあると思いますが、ぜひ練習できる環境を作る事は出来ないでしょうか。こんな声があったことをぜひご記憶下さい。」と伝えています。

8. 保護者の方とのコミュニケーションが上手く出来ないように思えます。何かアドバイスをいただけたら幸いです。して

臨教として着任されている方にとって、この問題も大きな問題だと思います。ただ、モンスターペアレントと言われるように、今、とつても対応が難しいのが保護者との関係です。子どもとは上手くいくのに、保護者とは・・・という悩みを、現職の教員からも多く聞くことがあります。簡単なアドバイスで解決に・・・というのはなかなか難しいのが現実です。

自分の経験で言えば、情報交換を密にすることは一つの解決だと思います。「モンスター」となると又別な対応が必要だと思いますが、クラス・部活動の多くの保護者とつながるには、こちらからの情報公開（学級通信や部活通信など）を出し、いろいろなことをどんどん伝えておくようにすればいいのではないのでしょうか。小学校などの場合は、連絡帳というのも機能している（保護者も目を通してきていることを含めて）と思いますから、保護者宛に「こんなことをがんばってくれました」と積極的に伝えていけば良いのではないのでしょうか。結局「誠実さとこまめさ」が解決への道かなと思います。

9. 講師が一番忙しい。仕事の分量を何とかして欲しい。「勉強になるき」とふられるのが嫌でたまらない。

「NO」と言えないので、「今、手、空いてる？」と聞かれて、結局半日くらい拘束されてビックリすることが多々ある。

いろいろなことをやることは「勉強」になることは事実だと思います。しかし、人にやらせるだけはいけないうし、お互いに校務分掌でやっているのだからそれぞれの仕事を尊重し合うべきだと思います。現場にいた時、実際に臨教や年下の教員を自分の下請けのように使う同僚がいて注意したこともありました。こうした思いをされる方を生む現実に、

同じ教師として情けない思いです。

自分は、できるだけ「一緒にやろう」と呼びかけて、一緒にやっていました。そんな作業をしながらの会話は、結構、触れ合う場にもなりましたし・・・。

10. 採用審査に関するいろいろなご意見です。

- ①特別支援学校の受審について、二次審査での指導案作成は特別支援学校のものにしてもらえたら・・・と思っています。
- ②一次審査の免除は、1年だけでなくもっと延ばして欲しい。
- ③年齢の上限を取り除いて欲しい。
- ④期限が切れる度に保険証がなくなるのが困る。
- ⑤月初めの1日に着任していないと、交通費が出ません。(住宅手当なども出ません。)
- ⑥試験後の情報開示をもっとくわしくしてほしい。
- ⑦(前年度合格者への免除も始まっただけに)年によって(教科などで)採用があったりなかったりというのは困る。
- ⑧採用審査が部活動の大会と重ならないようにしてもらいたい。
- ⑨面接官(一般の人)が突拍子もない質問をしてくる。

*こうした点は、私たちも臨時教職員の大きな課題と考えて、運動(県教委への要求や交渉など)をしてきましたし、これからも要求していきます。実現するよう、がんばり続けたいと思います。

*ぜひ、このような声をもっともってお寄せ下さい。皆さんの意見が、私たちの運動の方向を決める大きな材料です。